

令和3年1月14日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

公共施設における感染拡大防止について
～緊急事態宣言発令を受けて～

豊川市では、緊急事態宣言発令を受け、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、公共施設の利用時間等について、下記のとおりとします。

記

- 1 利用時間
最長、午後8時まで
文化会館、地区市民館、生涯学習会館、公民館など平時に午後8時以降開館している施設（それ以外の施設の利用時間は原則、変更はありません。）
 - 2 収容定員
収容定員に対して50%以下
 - 3 飲食を伴う行事等
不可（ただし、個人で用意する水分の補給を除く。）
 - 4 期間
令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）まで
- ※ 各施設の状況・イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

（施設利用制限等に関すること）

豊川市役所 市民部文化振興課 須川 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール：bunka@city.toyokawa.lg.jp

（感染対策・市長メッセージに関すること）

豊川市役所 子ども健康部 保健センター 吉田 竹内

TEL:0533-89-0610 Eメール：hokens@city.toyokawa.lg.jp

（広報・ホームページに関すること）

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール：info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。



緊急事態宣言の発出を受けた市長メッセージ

国は、1月13日に愛知県を含む2府5県に対し、新たに緊急事態宣言を発出しました。

現在の愛知県の新型コロナウイルスの急拡大は、極めて厳しい状況です。

本市においても、1月に入り13日の時点で59人の方の感染が確認され、過去最多を記録した12月の108人を超えるペースで拡大を続けています。

この感染拡大を何としても食い止め、医療崩壊を防ぎ、大切な命を守らなければなりません。

そのためには、飲食につながる人の流れを制限し、人と人との接触を可能な限り抑制しなくてはなりません。

市民の皆様には、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底し、「3つの密」や「感染リスクの高まる5つの場面」を避け、感染防止の取組の徹底をお願いします。

また、生活に必要な場合を除いて、外出や移動の自粛をお願いします。特に、20時以降の外出自粛の徹底をお願いします。

市も、「緊急事態宣言」を受け、市主催のイベントや講座などの一部を中止や延期とし、市の施設や、そこで行うイベント等について、利用人数を収容率の50%以下に制限し、夜間の利用は最長20時までとしました。

皆様にはご不便をお掛けしますが、感染拡大と医療崩壊を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

「緊急事態宣言」が発出された今、この厳しい状況を、私たち一人ひとりが共有し、他人事ではなく自分の事として考え、行動することが大切です。このコロナ危機を「オール豊川」で立ち向かい、乗り越えていきましょう。

令和3年1月14日

豊川市長 竹本 幸夫